



環評審第33号  
令和5年3月29日

沖縄県知事  
玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 日高 道雄



浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書の審査について（答申）

令和5年3月1日付け沖縄県諮問環第18号で諮問のあったみだしのことについて、別添  
のとおり答申します。



## 浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する答申

浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、昭和 57 年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化に伴い、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（破碎設備等・ストックヤード）を整備することを目的としている。

本事業実施区域（以下「本区域」という。）は、昭和 55 年 8 月に「ごみ焼却場（浦添市衛生センター）」用地として都市計画決定を行い、当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保された用地である。本区域は準工業地域に指定され、近隣には学校、病院等の環境保全について配慮が特に必要な施設が存在していない。

一方、那覇港は那覇港長期構想において、「持続可能な発展を実現する“みなと”」としてカーボンニュートラルポートの形成を目指していることから、本事業においても、脱炭素の取組を積極的に取り入れた事業計画とする必要がある。また、本区域周辺には中央卸売市場等の施設が存在していることや、新たな国際クルーズ船の寄港拠点となる第 2 クルーズバースが設置されていることから、本事業の実施に伴う周辺環境への影響について考慮させ、事業計画を検討させる必要がある。

については、下記の事項について勘案し、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項に検討を加えて補正（以下「補正評価書」という。）させ、本区域及びその周辺的生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じさせること。

### 記

#### 1 総論

##### (1) 事業計画等について

事業計画の記載に当たっては、可能な限り具体的な内容を示したとしているが、焼却施設及びその他施設、環境保全措置の具体的な内容が十分に示されていないものがある。

については、より具体的な内容及びその内容を踏まえた環境影響評価を補正評価書に示すよう努めさせること。具体的な内容を示すことができないもののうち環境影響が生じると考えられるものについては、当該事項に係る環境影響が生じた際の環境保全措置及び対応方針を記載させること。

また、補正評価書の公告後に決定される焼却施設及びその他施設、環境保全措置の具体的な内容については事後調査報告書に記載させること。

##### (2) 焼却施設の設置位置について

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する知事意見において、「評価書において焼却施設の配置（海側、内陸側）による景観、大気環境及び津波に対する影響を

比較検討した上で、南側に配置するとした具体的な根拠を記載する」よう求めていたが、都市計画決定権者の見解及び評価書の内容では、景観や津波に係る具体的な根拠は示されていない。

また、都市計画決定権者が見解で引用した「新クリーンセンター整備基本計画・基本設計（令和5年2月変更）」において、「建設予定地は海岸から近く、高潮や津波の影響を受ける可能性があることから、浸水対策に配慮した安心安全な施設整備計画とします。」と記載されているが、当該内容では南側へ配置する根拠や知事意見で求められている検討内容が十分に示されていない。

については、焼却施設の配置が北側、南側で景観や津波に対し、どの程度影響するか、南側に配置した根拠・検討内容等について評価書の補正を行わせ、上記について具体的に記載させること。

### (3) 同時稼働に係る影響について

都市計画決定権者の見解において、同時稼働する期間の短縮化に努めるとしているが、具体的な短縮に向けた取り組みや類似の事例等を示させ、同時稼働に係る影響を最大限低減させるよう検討させること。また、検討した内容については、補正評価書に記載させること。

### (4) 環境保全措置及び事後調査の検討について

ア 都市計画決定権者の見解において、景観における環境影響の程度が著しいと判断した場合の対応として、「高木の追加植栽等の必要な措置を講じる」としている。しかし、高木の追加植栽については、措置の効果を得るまでの期間が長期に及ぶ可能性も考えられることから、遮蔽植栽による環境保全措置を行う場合には当該措置の効果とそのおおよその年数等について、フォトモンタージュを示すなどして具体的に記載させること。

また、高木以外にも壁面や屋上緑化について今後検討するとしていることから、構造物周辺の植栽など造園的な手法を用いた環境保全措置についても検討させ、その内容を補正評価書に具体的に記載させること。

イ 都市計画決定権者が講じるとしている各種環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針第4の8で規定する環境保全措置の検討や、検討結果の検証・整理について記載されていない。特に「実施設計において検討する」としている環境保全措置については、技術指針第4の8の内容が満たされているか確認することができない。

については、本事業で検討している環境保全措置について、上記内容について確認させ、必要な内容を補正評価書に記載させること。

また、実施計画において検討するとしている内容については、類似事例等を参考に

させるなど、検討内容の妥当性を補正評価書に記載させること。

ウ 都市計画決定権者は、気候変動影響評価報告書（令和2年12月）を参考に気候変動に伴う降雨量の予測について、「不確実性が大きいため、予測・評価には使用しませんでした。」と見解を述べている。しかし、当該報告書では、「沖縄・奄美で年平均、夏季、秋季に有意な増加傾向が現れている」と記載されており、また、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」（令和3年4月社会資本整備審議会）においても、「豪雨の増加傾向も明らかになっている。」と記載されている。

さらに、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言改訂版」（令和3年4月改訂）（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）においては、沖縄を含む地域の降雨量変化倍率を本事業が実施される予定期間である2020～2030年には1.07～1.10倍とするなど、降雨量の予測倍率が示されており、予測の不確実性はあるものの、気候変動を考慮した降雨量の予測は可能と考える。

については、濁水処理プラントの能力算定など、降雨量変化倍率の適用や突発的な豪雨等にも十分対応できるよう検討させ、その内容を補正評価書に具体的に記載させること。また、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから雨水排水に係る事後調査の実施を検討させ、事業の影響が可能な限り回避・低減できるよう努めさせること。

## 2 各論

### (1) 騒音について

本区域周辺には港湾法で定められた臨港道路である臨港道路港湾1号線、2号線、臨港道路浦添線が存在している。これらの道路は道路法に定められた道路ではないため、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の特例で定められている「幹線交通を担う道路」とはならない。よって、臨港道路で幹線交通を担う道路の基準値を環境保全目標とすることは適切でない。

については、当該臨港道路沿道上に位置する調査地点については、環境保全目標の見直しを行わせ、再度予測及び評価を実施させること。

なお、那覇工業高等学校付近の地点8については、元々環境基準値を超過しているが、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴い騒音が増加する結果となることから、走行ルートの見直しや走行時間の分散化など、さらなる環境保全措置を検討させ、講じさせること。

### (2) 赤土等による水の濁りについて

ア 準備書における知事意見において、濁水処理施設におけるSSの計画放流濃度の設定の理由を評価書に記載するよう意見を述べているが、都市計画決定権者はメーカーへの

ヒアリングを理由として濃度を決定したとしている。しかし、メーカーが取り扱っている濁水処理装置の仕様では、SS 濃度 25 mg/L に対応しており、他事業でも SS 濃度が 25 mg/L で問題なく稼働できていること、また、他事業と同様の土質の状況であることから、本事業においても計画放流濃度を 25 mg/L として設定するなど、事業の影響をさらに低減することは可能と考える。

については、本事業の計画放流濃度設定の理由と検討の内容、事業の影響の可能な限りの低減を図るよう、計画放流濃度の見直しを行わせ、その内容を補正評価書に記載させること。

イ 都市計画決定権者は、本事業において濁水処理装置を設置するなど環境保全措置を実施するにもかかわらず、事業の影響については「軽微」と評価するなど、事業の影響が懸念される内容となっている。また、「1 総論(4) 環境保全措置及び事後調査の検討について ウ」で述べたように、降雨量の増加が予測されることから、計画放流濃度の設定の見直しさせるとともに、環境監視項目としている赤土等による水の濁りを事後調査項目とさせること。

さらに、事業による影響が考えられる場合には海域における赤土等の堆積状況の調査や関連する項目を事後調査とすることについて検討させ、補正評価書にその内容を記載させること。

### (3) 陸域動植物について

都市計画決定権者の見解において、「客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載しました。」としているが、評価書に記載されていない。

については、準備書に対する知事意見について再度検討させ、客観的かつ科学的根拠及び事後調査の手法に係る検討内容を補正評価書に具体的に記載させること。

### (4) 廃棄物等について

工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類や量等については、類似事例を参考に設定しているが、当該類似事例の情報について示されていないことから、その妥当性を確認することができない。

また、本事業の緑化計画等においては、トキワギョリュウやデイゴの移植は行わないことになっている。しかし、工事の実施に伴う予測の結果、伐採木等は発生しないという予測になっており、緑化計画との整合が取れていない。

については、類似事例が本事業の予測に適切とする根拠を示させるとともに、緑化計画と廃棄物との整合についても確認させ、補正評価書において、適切に予測・評価させること。